

# 役員報酬等の規程

特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会

## 第1条 目的

- 1.1 本規程は、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会（以下「本協会」という）の定款に基づき、本協会の役員報酬ならびにその支払基準について定めることを目的とする。

## 第2条 定義

- 2.1 この規程において役員とは理事および監事をいう。
- 2.2 常勤役員とは、理事のうち本協会を主たる勤務場所にするものをいう。
- 2.3 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の理事および監事をいう。
- 2.4 報酬等とは、職務遂行の対価として受け取る財産および手当であって、費用とは明確に区別されるものとする。
- 2.5 報酬等の支払われる役員は、定款の定める通り、役員総数の3分の1以下とする。
- 2.6 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。

## 第3条 役員報酬等

- 3.1 報酬を受ける役員報酬は別表1の通り支払われるものとし、その理事の報酬は指名報酬委員会の諮問を受け、理事会の承認を得て決めるものとする。
- 3.2 常勤役員には、通勤費として1ヶ月の通勤に要する運賃等の額に相当する通勤手当を支給することができる。
- 3.3 報酬を受ける役員報酬等の支給日は、当月の毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その日の前において最も近い休日ではない日とする。
- 3.4 報酬を受ける役員報酬等は、指定の銀行口座に振り込むものとする。振込手数料は当協会が負担する。
- 3.5 原則として、報酬を受ける役員に賞与は支払わない。
- 3.6 期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任および解任された場合の当該計算期間の月額報酬は、日割計算等を行わず、1ヶ月分を支給する。

## 第4条 役員の日当

- 4.1 報酬を受けない役員が、本協会の理事会および常任理事会に出席したときは、日当を支給する。なお、監事による監事監査も同様とする。
- 4.2 前項の日当の額は、1日につき以下の通り支給する。ただし、本人の申し出によりこれを辞退することができる。
  - 4.2.1 東京都在住のもの：2,000円。これに交通費を含むものとする
  - 4.2.2 東京都以外に在住のもの：2,000円。これに交通費実費分を別途支給する
- 4.3 前2項の規定にかかわらず、会長および顧問は無報酬とする。
- 4.4 報酬を受けない役員が遠隔地から理事会に出席するため、特別の経費を要する場合には、本協会の旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

- 4.5 会長、顧問に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4.6 日当および費用は、理事会に出席後、指定する銀行口座に振込にて支給する。
- 4.7 日当は報酬を受ける役員には支給しない。

第5条 補則

- 5.1 本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第6条 施行、改定

- 6.1 本規程は、2018年10月24日より施行する。
- 6.2 本規程の改定は、理事会の決議を経て行う。
- 6.3 改定履歴
  - 6.3.1 2019年7月29日
  - 6.3.2 2020年2月10日

別表1：常勤役員報酬表（単位：円）

月額 100,000 円（年額 1,200,000 円）～月額 1,500,000 円（年額 18,000,000 円）のあいだ